

# 大規模災害発生時における応急対策業務に関する協定書

高知県

一般社団法人日本石材産業協会高知県支部

一般社団法人日本石材産業協会

令和4年1月17日

# 大規模災害発生時における応急対策業務に関する協定書

高知県（以下「甲」という。）と一般社団法人日本石材産業協会高知県支部（以下「乙」という。）及び一般社団法人日本石材産業協会（以下「丙」という。）は、大規模災害発生時における石材構造物の撤去等の応急対策業務について、次のとおり協定を締結する。

## （目的）

第1条 本協定は、高知県内で大規模災害が発生した場合の被害拡大防止を図るため、甲の要請により乙が実施する応急対策業務（以下「業務」という。）に係る基本的な事項を定めることを目的とする。

## （大規模災害の定義）

第2条 甲が認定した災害をいう。

## （業務の要請）

第3条 甲は、必要に応じて、乙に対して業務を要請することができる。

2 乙は、甲から業務の要請があった場合、地域貢献の観点から、丙が作成した「災害・危機管理対策マニュアル」に基づき、最優先で業務を実施するものとする。

3 乙は、業務の実施に必要な人員等が不足すると判断した場合は、甲乙協議の上、丙に応援を要請することができる。

4 丙は、前項のとおり乙から応援要請があった場合、特別な理由がない限り、これに協力するものとする。

## （業務の内容）

第4条 業務の内容は、次のとおりとする。

- （1）住民の生活、避難等に著しい支障を及ぼしている石材構造物の撤去等
- （2）業務の実施に必要な資材等の確保
- （3）被害情報等の収集及び報告
- （4）その他甲が必要と認めるもの

## （業務の要請）

第5条 甲は、業務を必要とする場合、乙に対して、原則として書面により要請するものとする。

ただし、緊急を要する場合は、口頭または電話等で要請し、後日速やかに書面を提出するものとする。

## （業務の報告）

第6条 乙は、業務の実施にあたり、適宜その進捗状況について甲に報告するとともに、業務を完了した後、速やかに、その内容を書面により報告するものとする。

## （連絡責任者）

第7条 甲、乙及び丙は、互いの意思疎通を迅速かつ円滑に行うため、あらかじめ連絡責任者を定めるとともに、異動等があった場合は、他の連絡責任者に対して、速やかに、その情報を提供するものとする。

(費用負担)

第8条 乙が業務の実施に要した費用については、甲が負担するものとする。

2 前項の費用は、甲乙協議の上、決定するものとする。

(第三者等に対する損害賠償)

第9条 乙が、業務の実施に伴い、甲又は第三者に損害を与えたときは、その責めに帰すべき事由によるものを除き、甲乙協議の上、その賠償を行うものとする。

(災害補償)

第10条 業務に従事した者に、死亡、負傷、疾病等の健康被害が生じた場合、その損害賠償は、乙の責任により行うものとする。

(秘密の保持)

第11条 甲、乙及び丙は、この協定に基づく活動を通じて知り得た秘密情報を他人に開示又は、漏えいしてはならない。

(協定期間)

第12条 この協定の有効期間は、協定締結の日から令和4年3月31日までとする。ただし、有効期間が満了する1か月前までに、甲、乙及び丙が各相手方に対し、特段の意思表示をしない場合は、この協定は、期間満了の日の翌日から更に1年間同一の条件をもって更新するものとし、以後も同様とする。

(協議)

第13条 この協定に関し、定めのない事項又は疑義が生じた場合は、甲、乙及び丙協議して定めるものとする。

この協定を証するため、本書3通を作成し、甲、乙及び丙それぞれ署名の上、各自1通を保有する。

令和4年1月17日

甲 高知県高知市丸ノ内1丁目2番20号  
高知県知事

乙 高知県吾川郡仁淀川町森3589番地1  
一般社団法人日本石材産業協会高知県支部  
支部長

丙 東京都千代田区神田多町2番9号  
一般社団法人日本石材産業協会  
会長